

魚津市告示第99号

魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付要綱（令和6年魚津市告示第102号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第6条（略） （交付決定等）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 市長は、前項の交付決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書（<u>様式第4号</u>）により、補助対象者に通知するものとする。</p> <p>第8条（略） （交付決定の取消し及び<u>補助金</u>の返還）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、交付決定者の責めに帰することができない事由があると市長が認めるときは、同項の規定による取消しを行わないことができる。</u></p> <p>第10条（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>様式第1号（第6条関係） 【別記1】</p> <p>様式第2号（第6条関係） 【別記2】</p> <p>様式第3号－様式第5号（略）</p>	<p>第1条－第6条（略） （交付決定等）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 市長は、前項の交付決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書（<u>様式第2号</u>）により、補助対象者に通知するものとする。</p> <p>第8条（略） （交付決定の取消し及び<u>助成金</u>の返還）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第10条（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>様式第1号（第6条関係） 【別記1】</p> <p>様式第2号（第6条関係） 【別記2】</p> <p>様式第3号－様式第5号（略）</p>

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

## 魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市長

宛

補助対象者 住所  
氏名  
電話番号  
E-mail

魚津市100円空き家利活用支援事業の補助金の交付を受けたいので、魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

100円空き家所在地	魚津市
売買契約について	契約日
	契約相手の氏名
	契約相手の住所
	媒介者

## 【添付書類】

- 1 補助対象者が所有者の場合
  - (1) 売買契約書の写し
  - (2) 媒介契約の請求書及び領収書の写し
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
  
- 2 補助対象者が取得者の場合
  - (1) 住所移転後の世帯員全員が記載されている住民票の写し
  - (2) 建物の登記事項証明書
  - (3) 土地の登記事項証明書（借地上の空き家の場合にあっては、土地の登記事項証明書及び土地の権利者と賃貸借契約書の写し）
  - (4) 誓約書（様式第2号）
  - (5) 個人情報の取得に関する承諾書（様式第3号）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

なお、提出いただいた書類等は返却できません。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

## 魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市長

宛

補助対象者 住所

氏名

電話番号

魚津市100円空き家利活用支援事業の補助金の交付を受けたいので、魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

100円空き家所在地	魚津市
売買契約について	契約日
	買受人の氏名
	買受人の住所
	媒介者

## 【添付書類】

- 1 補助対象者が所有者の場合
  - (1) 売買契約書の写し
  - (2) 媒介契約の請求書及び領収書の写し
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
  
- 2 補助対象者が取得者の場合
  - (1) 住所移転後の世帯員全員が記載されている住民票の写し
  - (2) 建物の登記事項証明書
  - (3) 土地の登記事項証明書（借地上の空き家の場合にあっては、土地の登記事項証明書及び土地の権利者と賃貸借契約書の写し）
  - (4) 誓約書（様式第2号）
  - (5) 個人情報の取得に関する承諾書（様式第3号）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

なお、提出いただいた書類等は返却できません。

様式第2号（第6条関係）

誓約書

魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付申請書兼実績報告書の申請にあたり、次のとおり誓約します。

1 誓約事項

- (1) 100円空き家取得後、少なくとも2年間は居住します。
- (2) 100円空き家は、2親等以内の親族以外から購入しています。
- (3) 居住する世帯員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと、及び魚津市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- (4) 100円空き家取得後、それらを適切に維持管理します。
- (5) 第1号及び第4号を守れなかったときは、補助金額を市に返還します。

年 月 日

魚津市長

宛

住所

氏名

様式第2号（第6条関係）

誓約書

魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付申請書兼実績報告書の申請にあたり、次のとおり誓約します。

1 誓約事項

- (1) 100円空き家取得後、少なくとも2年間は居住します。
- (2) 100円空き家は、2親等以内の親族以外から購入しています。
- (3) 居住する世帯員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと、及び魚津市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- (4) 100円空き家取得後、それらを適切に維持管理します。

年 月 日

魚津市長

宛

住所

氏名

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。